

性能向上計画認定(容積率特例)の申請手数料
(建築物省エネ法第34条, 第35条, 第36条関係)

1 認定申請手数料

(1) 適合証等の提出がある場合

① 一戸建ての住宅 :

床面積の合計	金額(円)	
	性能基準等	仕様基準
200 m ² 未満のもの	4,800	—
200 m ² 以上のもの	4,800	—

② 共同住宅等(建築物全体, 住戸) : 別表第4 (別表第4)

床面積の合計	金額(円)	
	性能基準等	仕様基準
300 m ² 未満のもの	9,700	—
300 m ² 以上 2,000 m ² 未満のもの	20,800	—
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満のもの	46,500	—
5,000 m ² 以上のもの	83,400	—

※建築物全体の申請で共用部分を計算しない場合は, 共用部分の床面積を除いた床面積の合計

③ 非住宅建築物 : 別表第6 (別表第6)

床面積の合計	金額(円)	
	標準入力法	モデル建物法
300 m ² 未満のもの	9,700	9,700
300 m ² 以上 2,000 m ² 未満のもの	27,800	27,800
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満のもの	83,400	83,400
5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満のもの	132,000	132,000
10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満のもの	166,000	166,000
25,000 m ² 以上のもの	208,000	208,000

④ 複合建築物 (建築物全体, 住戸, 非住宅部分) : 別表第4 + 別表第6

※1 共同住宅等の建築物全体と住戸の同時申請 : 別表第4

※2 複合建築物の建築物全体と住戸と非住宅部分の同時申請 : 別表第4 + 別表第6

(2) 適合証等の提出がない場合

① 一戸建ての住宅 : 別表第3 (別表第3)

床面積の合計	金額(円)	
	性能基準等	仕様基準
200 m ² 未満のもの	35,400	—
200 m ² 以上のもの	39,600	—

② 共同住宅等（建築物全体、住戸）：別表第5

（別表第5）

床面積の合計	金額(円)	
	性能基準等	仕様基準
300 m ² 未満のもの	71,500	—
300 m ² 以上 2,000 m ² 未満のもの	119,000	—
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満のもの	203,000	—
5,000 m ² 以上のもの	291,000	—

※建築物全体の申請で共用部分を計算しない場合は、共用部分の床面積を除いた床面積の合計

③ 非住宅建築物：別表第7

（別表第7）

床面積の合計	金額(円)	
	モデル建物法	標準入力法等
300 m ² 未満のもの	90,300	236,000
300 m ² 以上 2,000 m ² 未満のもの	151,000	382,000
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満のもの	245,000	545,000
5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満のもの	320,000	672,000
10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満のもの	385,000	794,000
25,000 m ² 以上のもの	451,000	906,000

④ 複合建築物（建築物全体、非住宅部分、住戸）：別表第5 + 別表第7

※1 共同住宅等全体と住戸の同時申請：別表第5

※2 複合建築物全体と住戸と非住宅部分の同時申請：別表第5 + 別表第7

2 変更認定申請手数料

(1) 適合証等の提出がある場合

- 1 (1) ①～④に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(2) 適合証等の提出がない場合

- 1 (2) ①～④に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 適合証等

- ・適合証：登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは登録住宅性能評価機関が交付する適合証（建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類）
- ・登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書の写し
（当該申請に係る計画が日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の5の5-1断熱等性能等級に係る評価が等級4であり、かつ、同表の5の5-2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級5であることを証するものに限り。）